

<広瀬川通信11月号>

紅葉の映える頃となり、蔵王山頂を覆う雪が徐々に広がってきました。広瀬川ではサケの魚群が広瀬橋から眺められ、郡山堰下流で産卵の光景が見られます。いかがお過ごしでしょうか。

個人的なことで恐縮です。平成14年から務めている民事調停委員の全国大会が10月21日東京九段会館で開催され、ディスカッションのパネラー役を務めました。弁護士2名と東京の民間出身の調停委員と私の4名。テーマは「調停委員の資質と素養」。私の開口一番は「その資質も素養もありません」と。しかし、以前実施した本会の市民シンポジウムを思い起こしながら、東北の名誉にかけ、調停制度の健全な普及発展のため、調停の問題、課題等を話し合い、無事に役目を終えました。大会の事前打ち合わせを最高裁で2回、大会前日に法曹会館で開催。高裁長官を務められた元裁判官や大学教授のお歴々と共に貴重な話し合いと体験をしました。その経験を本会活動に活かしたいと思います。（日下記）

【報告】

10月9日（土）広瀬橋 河川清掃 芋煮会 参加45名

10月14日（木）環境教育懇談 大野田小校長他8名

【今後の予定】（11月～12月）

11月13日（土）午前10時 広瀬橋 河川清掃

12月11日（土）午前10時 広瀬橋 河川清掃

終了後に焼き芋会 参加無料

（参加者募集 芋持参歓迎）



公開説明会を求める意見書（市の回答）

前回通信でお知らせした広瀬川上流の青葉区芋沢字青野木の調整区域内の「管理型ゴミ処分場」設置計画について、市に対し仙台市立会による事業者の公開説明会開催を求めたところ、次のような回答書が送付されました。

- ① 土地利用調整条例の方針に配慮された事業計画となっています。
- ② 事業計画について各担当の課の意見を求めています。現時点では配慮されたものと考えます。
- ③（住民説明会について）土地利用調整条例で義務付けている住民説明会は平成22年9月8日に開催して言います。
- ④（同意見並びに水質管理について）上記条例の協定締結後に開始する各種認可手続きの中で協議されるものです。
- ⑤（埋設完了後の計画について）植林を行い造成森林とする事業計画となっています。
- ⑥（公開説明会について）最終処分場の設置予定者に対し地域住民等に対する事業計画概要の説明会実施を義務付けています。また、仙台市が説明会に出席することはありません。

結局、本会が求めた説明会は、条例で対象外となっているために受け入れられませんでした。

また、本会の広瀬川に対する質問に対しては、上記の市回答によって終了する意向のようです。

結果として、市民として広瀬川に関する回答はなく、市外から持ち込む危険性の高い廃棄ゴミや過当競争による事業者の経営不安も増すばかりで、仙台市の長期的な環境政策のお粗末さを垣間見た思いです。

なお、広瀬川の影響に関する説明を求め、再度文書を提出する予定です。

<意見募集中>

特定非営利活動法人 広瀬川の清流を守る会

〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目2-16-201（昭和宅建内）

電話 022-247-6522 fax 022-290-3205

メール info@hirosegawa.com URL www.hirosegawa.com